様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処分の名称		健康福祉センター西楽園規則で定めるものの専用 (変更) 許可
根拠条例·規則等名		さいたま市健康福祉センター西楽園条例
条項		第6条、第7条
所	管 部 課	福祉局 長寿応援部 高齢福祉課(電話:048-829-1259)
審査基準	基 準 (未設定の場 合 は そ の 理 由)	西楽園の施設で規則で定めるもの(大広間、会議室、和室、教養娯楽室、屋内プールの1コース及びゲートボール場)を専用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 専用の許可又は許可に係る事項の変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる申請書を市長に提出しなければならない。 (大広間等の専用の許可を受けようとする場合) 健康福祉センター西楽園専用許可申請書 (許可に係る事項の変更の許可を受けようとする場合) 健康福祉センター西楽園専用変更許可申請書
	設定等年月日	平成13年5月31日設定 平成18年4月1日最終改正
標準処理期	期 間 (未設定の場 合はその理 由)	即日対応
間	設定等年月日	平成13年5月31日設定 年 月 日最終改正
	備考	